

旭川医科大学国際交流推進センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学国際交流推進センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学国際交流推進センター規程（令和 5 年旭医大達第 6 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) センターの教員 (3) 教育センター長 (4) 国際・社会連携室長 (5) 学生支援課長 (6) その他学長が指名する者	第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) センター <u>専任</u> の教員 (3) 教育センター長 (4) 国際・社会連携室長 (5) 学生支援課長 (6) その他学長が指名する者
2 センターにセンター長を置き、センター長は、前項第1号に規定する者をもって充て、センターの業務を掌理する。	2 センターにセンター長を置き、センター長は、前項第1号に規定する者をもって充て、センターの業務を掌理する。
<u>3 センターに副センター長を置き、第1項第2号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センター長の職務を補佐し、センター長不在のときは、その職務を代行する。</u> （新設）	
<u>4</u> 第1項第6号の者は、学長が委嘱する (略)	<u>3</u> 第1項第6号の者は、学長が委嘱する (略)
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年7月1日から施行する。</u>	

【改正理由】

センターの構成員を見直し、もってセンターの円滑な運営を図るため、所要の改正をするものである。